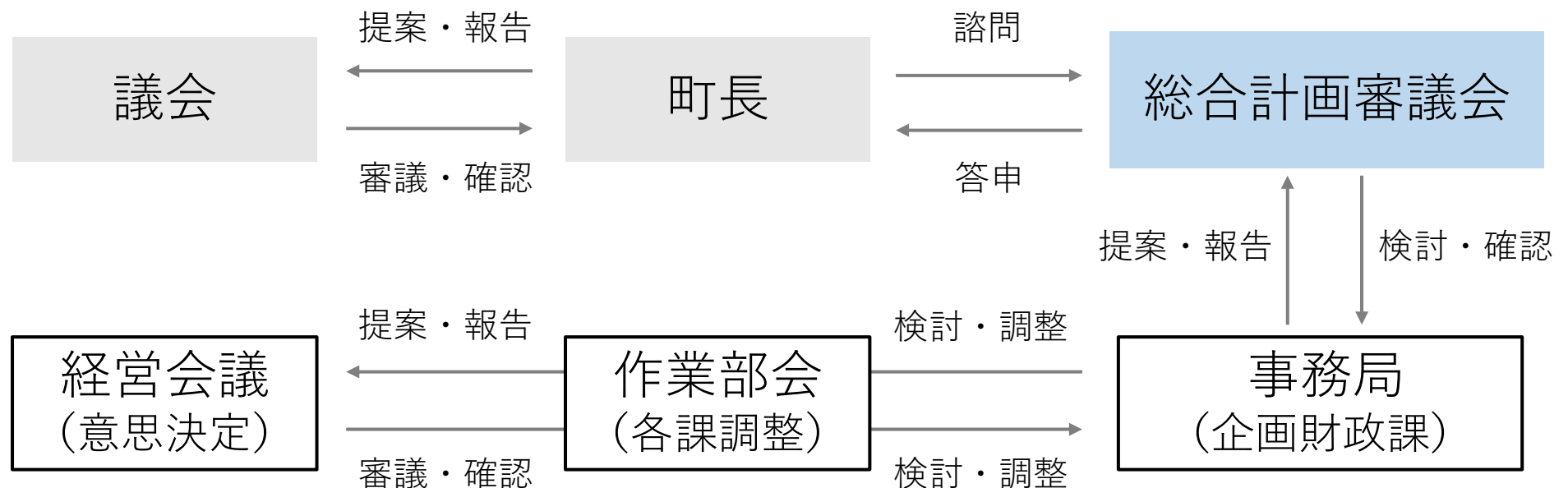


# 総合計画審議会の役割と運営等について

- 総合計画審議会の役割 . . . . . P.1
- 総合計画審議会の運営 . . . . . P.2
- 第5次宮代町総合計画 後期実行計画策定方針 . . . P.3
- 計画策定のスケジュール . . . . . P.9

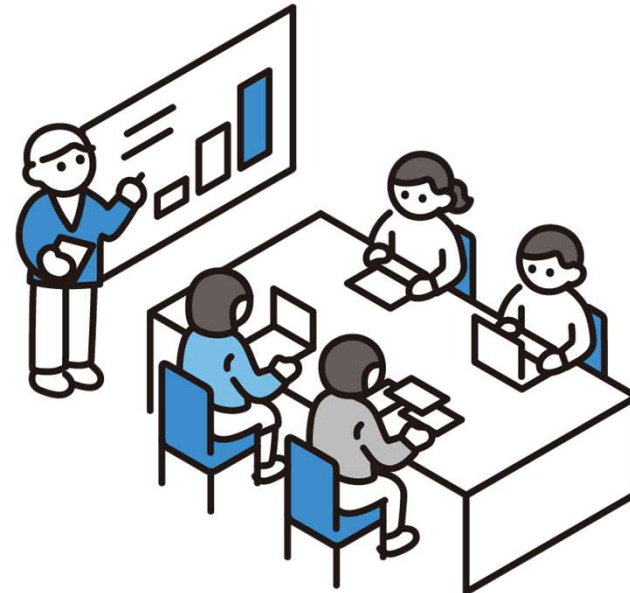
# 総合計画審議会の役割

町長からの諮問を受け、第5次宮代町総合計画後期  
実行計画策定方針に基づき、計画の見直しに關する  
検討・確認等を行い、その結果を答申します。



# 総合計画審議会の運営

- 審議会は委員 11名により組織
- 委員の任期は計画の見直しを終えるまで
- 審議会の庶務は企画財政課において処理
- 会議、会議録は原則公開



# 第5次宮代町総合計画

## 後期実行計画策定方針

### 計画策定の趣旨

令和7年度末をもって前期実行計画の計画期間が終了することから、住民ニーズや地域課題への対応を図りつつ、引き続き未来像等の実現を目指すため、令和8年度から令和12年度までの後期実行計画を策定するものです。

# 計画の構成

【第5次総合計画】

- 宮代町の未来像

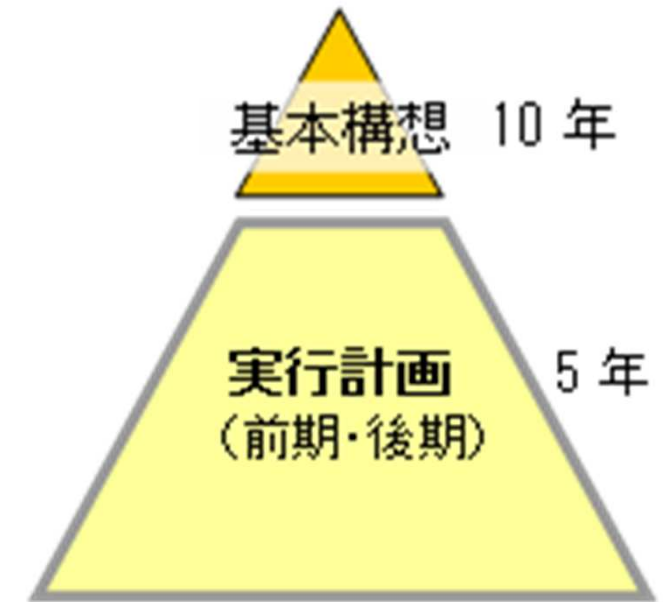
「首都圏でいちばん人が輝く町」

- 構想（1～4）と方針（A～M）

未来像を実現するための10年の構想等

- 実行計画（前期・後期）

構想と方針を実現するための5年の実行計画



# 計画の構成

## 構想1 宮代らしさを価値として高めていく

方針A 町の原風景を形づくる「農」の資源を活かしていく

方針B 東武動物公園駅西口エリアの魅力を高めていく

方針C 宮代を発信していく

## 構想2 コンパクトな町の強みを活かす

方針D 歩きたくなる「まちなか」をつくる

方針E 日々の生活のアクセス性を高める

方針F 顔が見える地域経済をつくる

# 計画の構成

## 構想3 さまざまな活動や主体を生み出す

方針G 地域に人々が集まる場を生み出す

方針H 活動が生まれる「学び舎（学びのプラットフォーム）」づくり

方針I 町の中のキープレイヤー同士で連携する

方針J 町の中の遊休スペースを効果的に活用する

## 構想4 社会環境の変化に対応し行政運営を変化させ続ける

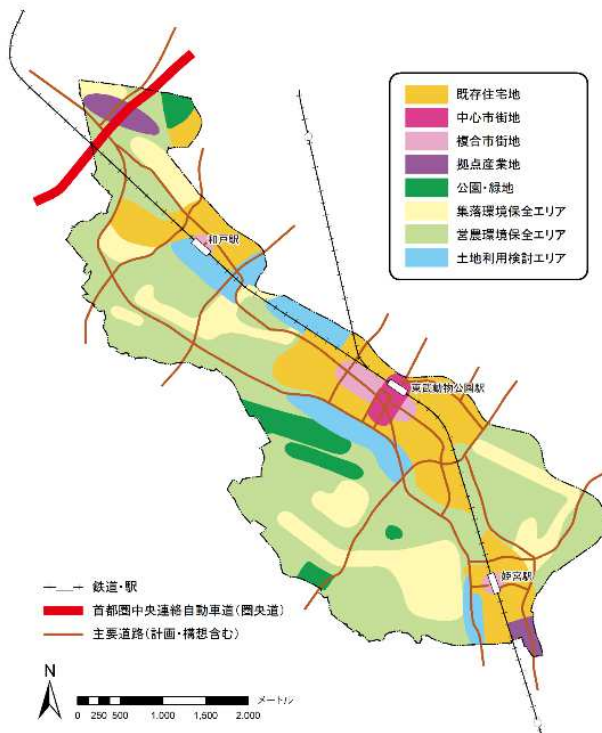
方針K 縦割りから横断的行政運営へ

方針L 多様な主体による公共の運営

方針M 今後求められる機能を核とした公共施設の再編

# 土地利用方針

コンパクトな町の強みを活かし、「宮代らしさ」を価値として高めていく上で、土地は共通の基盤です。



都市の均衡ある発展、自然との共生、安全で快適な環境の確保を図ることを基本として、有限な資源の保全につとめながら総合的・計画的に利活用を進めていきます。



# 後期実行計画策定にあたっての 考え方

令和5年度 第12回自治体経営会議 決定方針

基本的に構想と方針の変更は行わないこととします。  
ただし、今後、土地利用方針の見直しや庁内体制の  
作業部会等で検討する過程において、変更する必要  
が出てくれば対応していくこととします。

# 計画策定のスケジュール

